

～ 認証保育所保育料補助金 よくある質問 ～

Q 1	補助を受けている途中で仕事を辞めた場合はどうなりますか。
A 1	仕事を辞めた場合は補助対象外 になります。他の「保育を必要とする事由」に切り替える場合は、「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および5ページの必要書類をご提出ください。

Q 2	補助を受けている途中で転職した場合は、何か手続きが必要ですか。
A 2	転職後、速やかに「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および新しい就労先が発行した「◆ 就労証明書」を提出してください。変更届には以前の就労先の退職日と、新しい就労先での就労開始日および就労先名を記入してください。

Q 3	育児休業中でも補助を受けられる場合はありますか。
A 3	<p>あります。補助対象児童（上の子）が認証保育所を継続的に利用しており、「施設の利用開始日」が「育児休業の対象となる児童（下の子）」の産前産後休暇・育児休業開始日より前※の場合、下の子が1歳に達する年度の末日まで補助対象となります。</p> <p>復職後は、復職月中に「◆ 中央区認証保育所保育料補助金等交付申請内容変更届」および復職日が記載された就労証明書をご提出ください。</p> <p>なお、育児休業中に保育を必要とする事由を変更する場合は、区にお問い合わせください。</p> <p>※ 産前産後休暇を伴う育児休業である場合は産前産後休暇開始日より前、伴わない育児休業の場合は育児休業開始日より前であることが条件となります。</p> <p>※ 産前産後休暇開始日は、出産日の2カ月前の月の初日とみなします。</p> <p>【例】 下の子が令和7年9月1日生まれの場合、上の子については令和9年3月31日まで補助対象。</p>

Q 4	中央区への転入・転出や、施設への入所・退所が月途中の場合、補助金の対象期間はどのようにですか。		
A 4	補助対象となる期間は以下のとおりです。		
	状況	日付	対象月
	・区内への転入日 ・施設への入所日	1日	当月から対象
		2日以降	翌月から対象 (子育てのための施設等利用給付を受けていれば、当月分は認可外保育施設として施設等利用給付をうけることができます。)
	区外への転出日	1日	前月まで対象
		2日以降	当月まで対象
	施設の退所日	1日	当月まで対象 (保育料を支払った場合に限る。)
		2日以降	

Q 5	提出期限を過ぎてしまいました。補助金の申請はできますか。		
A 5	<p>当年度の最終提出期限までは申請できますので、必要書類をご提出ください。</p> <p><u>ただし、最終提出期限の時点で書類に不備がある場合は、補助金は交付されません。なるべくお早めにご提出ください。</u></p> <p><u>い。</u></p>		